

国立研究開発法人産業技術総合研究所執行会議規程

制定 令和3年4月1日 令02規程第40号
最終改正 令和7年4月1日 令06規程第37号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第46条の規定に基づき、執行会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、もって適切な会議の運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 会議は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 研究所の業務運営に関する重要事項
 - 二 研究所の業務執行に関する重要事項
 - 三 前各号に掲げるもののほか、第3条に規定する議長が必要と認める事項
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる事項のうち、議長が必要と認める事項並びに前項第1号に掲げる事項は、会議での審議の後理事会に諮るものとする。

(会議の構成)

第3条 会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、最高執行責任者をもって充て、会務を総理する。
- 3 副議長は、研究開発責任者及び運営統括責任者をもって充て、議長を補佐する。
- 4 委員は、次に掲げる者とする。
 - 一 別表に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の委員欄に掲げる者
 - 二 その他役職員等のうちから議長が指名する者
- 5 議長に事故があるとき又は議長が必要があると認めるときは、あらかじめその指名する副議長が、その職務を代理する。
- 6 会議に、議長が必要と認めた者をオブザーバーとして出席させることができる。

(会議の運営)

第4条 会議は、原則として毎週1回開催し、議長が招集する。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

(理事長の決定)

第5条 理事長は、第2条第1項に規定する事項の審議の結果を勘案して、同項第2号及び第3号に掲げる事項を決定する。

(議事録等)

第6条 会議を開催したときは、議事録を作成する。

- 2 会議の審議を経て理事長が決定した事項は、必要に応じてその決定を表す記号番号を付した文書により周知する。

(監事等の出席)

第7条 監事は会議に出席して意見を述べることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(非公開)

第8条 会議は、率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。

(事務)

第9条 会議の事務は、企画本部が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は議長が会議に諮って決定する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第7号・一部改正）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令05規程第13号・一部改正）

この規程は、令和5年7月27日から施行する。

附 則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令06規程第37号・一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

組織	委員
-	上級執行役員 執行役員
研究推進組織	研究戦略本部長 本部長代理 領域長 総合センター長
企画本部	企画本部長 本部長代理
運営統括本部	運営統括本部長 本部長代理

	研究環境整備本部	研究環境整備本部長 本部長代理
	プランディング・広報部	プランディング・広報部長
	イノベーション人材部	イノベーション人材部長
特別の組織	量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター	量子・A I 融合技術ビジネス開発 グローバル研究センター長